

## □ 特集

2022. 8

## 【涼風・税務読本】

ズームアップ  
令和4年度税制改正

## まえがき

今年の税制改正は、昨年に引き続き、政権交代直後の税制改正だったので、分量的に小振りで、質的にも大型の制度改革的な改正項目のない、静かな改正だったという印象です。

税制改正大綱の書き出しへ、「成長と分配の好循環の実現に向けて、積極的な賃上げを促す」「スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進」「カーボンニュートラルの観点を踏まえた住宅ローン控除の見直し」と3つの基本軸を掲げ、これらを今年の税制改正の目玉としています。

岸田文雄首相が自民党総裁選で、「新しい資本主義・中間層復活・1億円の壁打破」と、「金融所得課税の見直し」を公約に掲げ、その後の衆院選を前に当面撤回などとしたものの、選挙後は、党税調・政府税調に見直し議論の要請をし、自民税調も同じ方向の方針と報道されていたのですが、税制改正大綱には何の記載もありませんでした。

次の税制改正は、格差社会克服の道筋を示し、日本版「共同富裕」の実現に役立つ税制改正として、格差に悩む世界に範を示し、方向をリードするものであって欲しいと願うところです。

## 今年の税制改正項目

令和4年度の税制改正は、〔企業関連税制分野〕〔個人所得課税分野〕〔資産課税分野〕〔国際課税分野〕〔消費税制分野〕〔税制周辺制度整備の施策分野〕の各分野で行われました。

期限延長や簡易見直し以外の各改正分野での主要な改正項目は、次の通りです。そのうち、○を付けたものをズームアップし、後掲しました。

## 〔企業関連税制分野〕

- 所得拡大促進税制回帰的見直しと控除率大幅増
- 賃上げ非協力大企業への優遇税制適用排除
- オープンイノベーション促進税制の見直し
- 5G導入投資促進税制の次のステップ
- 地方拠点強化税制の移転型・拡充型の各見直し
- 完全子法人からの配当に係る源泉徴収の見直し
- 混合配当時の対応資本金額計算の不都合見直し
- 少額減価償却資産損金算入に適用制限の見直し
- 証拠書類のない簿外経費の経費不算入規定創設
- 農林水産輸出事業用資産の割増償却制度の創設
- 環境負荷低減事業資産の特別償却の創設
- グループ通算制度の投資簿価修正等の見直し

## 〔個人所得課税分野〕

- 住宅ローン控除の適用期限・借入限度等見直し
- 住宅ローン控除の申請手続きの見直し

(2)

- 上場会社の大口株主判定持株割合の見直し
- 所得税と住民税の配当課税方式の統一
- 所得税から住民税への退職所得通知方式  
〔資産課税分野〕
- 住宅取得等資金贈与非課税措置の縮小・延長
- 相続登記義務化に伴う登録免許税の非課税
- 土地に係る固定資産税等の負担調整措置  
〔国際課税分野〕
- 租税回避防止の子会社株式簿価減額特例見直し  
〔消費税制分野〕
- 免税事業者のインボイス事業者即時登録  
〔税制周辺制度整備の施策分野〕
- 財産債務調書提出義務者の範囲拡充
- 不誠実な帳簿提示への加算税の加重措置
- タイムスタンプの国による認定制度の創設
- 納税地の変更に関する届出書の提出不要化
- 修正申告書等の記載事項の縮減

- 前年以前の税制改正で、令和4年に施行される主なものに、次のものがあります。
- グループ通算制度創設と連結納税制度の廃止
- 短期退職所得の創設
- 納税管理人を指定する制度の創設
- 確定申告義務がある還付申告の制度廃止
- 電子帳簿等保存制度の見直し

## 所得拡大促進税制回帰的見直しと控除率大幅増をズームアップしてみます

コロナ禍の開始とともに失業率が上昇したので、昨年は、新規雇用者の採用に例年以上に努力した企業を優遇する内容に制度改変され、2年間適用とされていましたが、失業率が継続的に改善しているとの判断から、昨年の改正内容を1年限りで打切りとし、今年からは再び従前の、継続雇用者への昇給を基準とするものに戻しました。

継続雇用者給与等支給額の増加率が3%以上ならその増加額の15%、また増加率が4%以上なら25%、さらに同時に教育訓練費を20%以上増

加させていたら継続雇用者給与等増加額の30%を税額控除する制度に見直されました。

但し、大企業（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1000人以上）については、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項についてインターネットを利用する方法により公表している事を経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用されるとの要件も付加されました。

中小企業向け所得拡大促進税制では、継続雇用者給与の増加基準ではなく、新規・既存を問わず、雇用者全体の給与等支給額がどの程度増加しているかの制度に昨年変わったまま、その増加率が1.5%以上の場合には雇用者給与等支給増加額の15%、また増加率が2.5%以上なら30%、さらに同時に教育訓練費を10%以上増加させていたら雇用者給与増加額の40%を税額控除する制度となり、控除率が大幅にアップしました。

この改正は、令和4年4月1日以後開始する各事業年度に於いて適用となります。

## 賃上げ非協力大企業への優遇税制適用排除をズームアップしてみます

政府方針として賃上げと設備投資とを主導している時に、前事業年度が黒字で、当事業年度の所得も増加しているのに、これに協力しないような大企業（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1000人以上）に対しては、研究開発促進税制・地域未来投資促進税制・5G導入投資促進税制・DX投資促進税制・カーボンニュートラル投資促進税制の適用を認めない、という政府政策非協力大企業ペナルティー制度の適用基準が次のように厳格化されました。

次の①～③のすべてを満たしている大企業がペナルティーの対象です。

- ①当期所得>前期所得
- ②当期給与総額≤前期給与総額×101%  
(令和4年度は100.5%)

### ③当期設備投資額≤減価償却費の30%

この改正は、令和4年4月1日以後開始する事業年度について適用となります。

### オープンイノベーション促進税制の見直しをズームアップしてみます

オープンイノベーションとは、新技術・新製品の開発などで自前主義を排し、組織の枠組みを越え、産学官連携プロジェクトや異業種交流プロジェクト、大企業とベンチャー企業による共同研究などに取組み、知識・技術の結集を図る事であり、知の相乗効果、リスク軽減、開発期間短縮などを実現しようとするものです。

オープンイノベーション促進税制では、設立後10年未満の新事業開拓特定株式（ベンチャー株式）を1億円（中小企業は1000万円）以上の増資払込みにより取得し、これをその事業年度終了の日まで有している場合、そのベンチャー株式の取得価額（1件当たりの上限100億円）の25%以下の金額（上限125億円）を損金の額に算入する事ができます。

今年の改正で、特別勘定を取崩して益金算入する義務から解放される取得株式保有期間要件が5年間から3年間に短縮となりました。また、スタートアップ企業の対象範囲が、売上高に占める研究開発費の割合が10%以上で、かつ営業損失が生じている会社の場合、設立後15年未満である事に拡充されました。

この改正は、令和4年4月1日以降の出資から適用となります。

### 5G導入投資促進税制の次のステップをズームアップしてみます

5Gは、超高速・大容量、超低遅延、多数同時接続という特徴を有し、人手不足をはじめとする地域の社会課題の解決に資する重要なインフラで、

自動走行・自動配送、救急搬送の高度化、防災・減災、農業や工場等のスマート化など、多岐にわたる用途が期待されています。

過去2年の取組みで、これらの特徴を最大限發揮する新たな技術の社会実装が可能になったようです。次は、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、特に地方での基地局整備を加速化すべく制度を見直した上で、税額控除率を階段状にする事で、今後3年間での集中的な整備を促進させるとの目標での改正がなされました。

ローカル5G導入事業者については、対象設備の取得価額の30%の特別償却又は15%（令和5年度取得9%、令和6年度取得3%）の税額控除が適用できます。

全国5G導入事業者については、過疎地域等の条件不利地域での対象設備の場合、取得価額の30%の特別償却又は15%（令和5年度取得9%、令和6年度取得3%）の税額控除が適用できます。

全国5G導入事業者の条件不利地域以外での対象設備の場合、取得価額の30%の特別償却又は9%（令和5年度取得5%、令和6年度取得3%）の税額控除が適用できます。

この改正は、令和4年4月1日以後に取得する対象設備について適用となります。

### 地方拠点強化税制の移転型・拡充型の各見直しをズームアップしてみます

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出す事を目指し、地方活力向上地域において、本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずる制度があります。

東京23区から地方に本社機能を移転する移転型と、地方において本社機能を拡充する拡充型があり、オフィス減税と雇用促進税制が用意され

ています。

オフィス減税では、本社機能事務所・研究所・研修所・情報サービス事業部門の建物、建物附属設備、構築物の取得価額に対し、移転型では特別償却25%又は税額控除7%、拡充型では特別償却15%又は税額控除4%の適用があります。

雇用促進税制では、地方で新たに雇用、または地方に転勤した従業員につき、移転型では初年度の税額控除が一人当たり最大90万円、3年間の適用期間における税額控除が一人当たり最大170万円となり、拡充型では初年度の税額控除が一人当たり最大30万円となります。

見直し改正の部分は、令和4年4月1日以後に取得する建物等について、令和4年4月1日以後に開始する事業年度において適用となります。

## 完全子法人からの配当に係る源泉徴収の見直しをズームアップしてみます

源泉所得税が法人税の前払的性質を持つ事から、益金不算入所得なのに納税と還付が常に対応して行われているような場合には、それは社会的に無駄な形式的事務負担であり、相当な還付加算金も支払われている、との会計検査院の指摘があり、見直しが行われる事になりました。

内国法人（源泉所得税の税額控除不適用法人を除く）が支払いを受ける次の①②の配当等については、所得税が課されない事となり、その支払いをする法人の源泉徴収事務も不要となります。

①完全子法人株式等（株式保有割合100%）に該当する株式等に係る配当等

②内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（名義人として保有に限定）の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

会計検査院と異なり、財務省は、税収減少になるので対応策が必要と言っています。その為か、この改正は、令和5年10月1日以後の配当等について適用となります。

混合配当時の対応資本金額計算の不都合見直しをズームアップしてみます

利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする剰余金の配当（混合配当）を巡る最高裁判所の判決（令和3年3月11日）が、政令を違法・無効とする内容だった事を承けて、みなし配当の額の計算に係る「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算方法が、次のように見直されました。

混合配当があった場合に払戻しされる資本金額として計算される金額は、減少資本剰余金額を上限とする事になりました。

この改正の内容は、違法無効部分の修正なので、すでに更正の請求の可能な限りの遡及適用となっています。

## 少額減価償却資産損金算入に適用制限の見直しをズームアップしてみます

自らが行う事業で使用しない少額な資産（ドローン、建設用足場等）を大量に取得した上で、その取得した資産を斡旋業者を介して貸付けをし、また、その後にその資産を譲渡して資金回収するような税金繰延ベスキームがネット上で宣伝され、その為、少額の減価償却資産の取得価額の即時損金算入等の制度の見直しが行われました。

節税や課税繰延べを図って取得する貸付目的少額資産を適用対象外とする、という事です。但し、通常の事業活動等の中で行う貸付けについては、「主要な事業として行われる貸付け」に該当するとして、これまで通り、10万円未満・20万円未満・30万円未満の償却資産に係る各制度を適用する事ができる、とされています。

例えば、子会社に資金がない事などを理由に、親会社が資産を購入し、その資産を子会社に貸し付けるケース、下請け企業等の取引先に資産（工具等）を貸し付けるケース、などは「主要な事業として行われる貸付け」に該当するものとして、

各制度の適用対象となります。

この改正は、令和4年4月1日以後に取得する少額減価償却資産について適用となります。

## 証拠書類のない簿外経費の経費不算入規定創設をズームアップしてみます

非協力的な税務調査等での調査官の処理実務を手助けする目的で、仮装隠蔽がある又は無申告の年分において、個人・法人の納税者が確定申告書に記載しなかった費用の額については、次の①②の場合を除き、経費に算入しない事とする、という規定が創設されました。

- ① 保存する帳簿書類等により当該費用の額が生じた事が明らかである場合
- ② 保存する帳簿書類等により当該費用の額に係る取引の相手先が明らかである場合その他当該取引が行われた事が明らかであり、又は推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその費用の額が生じていると認める場合

この改正は、個人については令和5年分以後の所得税について適用し、法人については令和5年1月1日以後に開始する事業年度からの法人税について適用となります。

## 住宅ローン控除の適用期限・借入限度等見直しをズームアップしてみます

ローン返済の利息の支払い額よりも控除額が多い状態、いわゆる逆ザヤ状態が会計検査院の指摘で問題視されていました。消費税率10%引上げに伴う措置期間も終了でした。

それらへの対応として、控除率が1%から0.7%に減少となり、所得要件も3000万円以下から2000万円以下となり、控除対象年末借入金残高限度額も4000万円から2000万円（新築等で令和5年末入居までなら3000万円）に縮減となり、控除期間13年も10年（新築等で令和5年末入居まで

なら13年）に短縮となりました。

但し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すため、省エネ性能の高い認定住宅の新築等に限り、住宅ローン控除の借入限度額を、令和5年末入居までなら5000万円（エネルギー消費性能向上住宅については4500万円又は4000万円）に増額、令和7年末入居までだと4500万円（エネルギー消費性能向上住宅については3500万円又は3000万円）に増額、控除期間も13年とされます。

既存住宅で対象となり得る要件での経過年数基準は廃止され、耐震基準適合のみが要求される事になりました。

改正内容は令和4年1月1日以後に居住の用に供した場合に適用となります。

なお、昨年は特別にコロナ税特法での措置とされ、今年は通常通り租税特別措置法での措置とされたのですが、両規定で期間がかぶっているところがあります。令和3年9月30日までに契約した新築注文住宅、令和3年11月30日までに契約した分譲住宅・中古住宅の取得と増改築等で令和4年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合には、コロナ税特法の適用対象となり、今年の改正による縮減等の対象にはなりません。

## 住宅ローン控除の申請手続きの見直しをズームアップしてみます

初年度は確定申告で、2年目以降は年末調整でも可、というのが住宅ローン控除申請手続きですが、いずれも銀行等の交付する年末残高証明書の添付が必要でした。それが、年末残高証明書の添付を不要とすると改正されました。

但し、住宅ローン控除の適用者は、マイナンバー等を記載した「住宅ローン控除申請書」を銀行等に提出しなければなりません。銀行等は、住宅借入金等調書を作成して所轄税務署長に毎年提出します。それで、税務署は原則e-Taxを通じて住

宅借入金等の年末残高の情報等の記載のある住宅ローン控除証明書を納税者に毎年交付する、という仕組みになります。

この改正は、居住年が令和5年以後の手続き者が行う住宅ローン控除に係る確定申告及び年末調整から適用となります。

## 上場会社の大口株主判定持株割合の見直しをズームアップしてみます

上場会社の個人株主の持株割合が3%未満の場合は、総合課税、申告不要（源泉分離課税）、申告分離課税を任意に選択する事が出来る事になっていましたが、同族会社と上場株式を持ち合って、個人所有部分を3%未満に調整する事によるこの優遇税制の恣意的な利用は、課税の不公平との指摘を会計検査院がしていた事を承けて、同族会社所有との合計で持株割合3%以上の場合は、総合課税のみの適用とする事になりました。

そのための担保として、上場株式の配当の支払いをする内国法人には、配当の支払いに係る基準日における持株割合1%以上の個人株主情報を記載した配当報告書を、支払確定日から1か月以内に税務署に提出する義務が課せられる事になりました。

この改正は、令和5年10月1日以後支払われる上場株式の配当について適用となります。

## 所得税と住民税の配当課税方式の統一をズームアップしてみます

上場株式の配当所得については、課税所得900万円以下なら、所得税では総合課税を選択し、住民税では申告不要の選択で、住民税の税額や合計所得金額を減らす効果、さらには、国民健康保険等の保険料や医療機関における窓口負担額を減らす効果を期待する事が出来ました。

これについては、昨年の税制改正で、所得税確

定申告書の提出のみで住民税の申告手続が完結できるよう、手続の簡素化をし、制度の普及促進をしたばかりなのに、今年の改正では、異なる課税方式選択可能制度を廃止し、所得税と住民税との課税方式を統一する事にしました。

この改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用となります。

## 住宅取得等資金贈与非課税措置の縮小・延長をズームアップしてみます

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置の適用期限が2年延長され、省エネ等住宅は1000万円、その他は500万円に非課税限度額が縮減されました。

取得が既存住宅用家屋の場合には、新耐震基準の適合住宅用家屋である事、受贈者の年齢要件が18歳以上である事も改正内容です。

与党税制改正大綱では、「相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴う事なく世代を超えて引き継がれる事となれば、格差の固定化につながりかねない。」と記しているので、この制度のこの改正後の継続の可能性はなさそうです。

この改正は、令和4年1月1日以後の住宅取得等資金贈与について適用となります。但し、年齢の部分は、成年年齢改正の民法の施行日の令和4年4月1日以後の適用です。

## 相続登記義務化に伴う登録免許税の非課税をズームアップしてみます

令和6年4月1日以降になると、不動産登記法の改正により、相続や遺贈により不動産を取得した相続人にとって、相続の開始があった事を知り、かつ、その所有権を取得した事を知った日から3年以内に相続登記の申請をする事が義務付け

られる事になりました。相続登記の義務化は、令和6年4月1日前に相続の開始があったものについても、遡って適用されます。義務違反は10万円以下の過料の対象です。

3年以内に遺産分割が成立しない場合には、登記官に対して、所有権の登記名義人について相続が開始した旨と、自らが相続人である旨を、相続人各人が相続登記の申請義務履行期間内（3年以内）に申し出る事で、相続登記の申請義務が履行されたとみなされ、申し出を受けた登記官は職権登記を行います。これを「相続人申告登記」と言い、この場合の登録免許税には、職権登記の非課税の規定の適用が措置されます。

但し、この相続人申告登記では、持分割合の記載はなく、仮の報告を記載したものとの扱いなので、所有権主張の根拠にはなりません。また、相続人申告登記後に成立した遺産分割にも、その分割から3年以内にその遺産分割の内容を踏まえた所有権移転登記の申請をする事が義務ともされています。

なお、次の非課税措置も見直されています。

- ①相続により土地の所有権を取得した個人が相続登記をする前に死亡したときの当該死亡者を当該土地の所有権の登記名義人とするためにする登記の登録免許税（これは適用期限延長の見直し）
- ②不動産の価額が100万円以下の土地であるときの相続による所有権移転登記又は表題部所有者の相続人が受ける所有権保存登記についての登録免許税（この見直しは令和4年4月1日以後の登記から適用）

なお、来年以降に施行とされている所有者不明土地関連の民法・不動産登記法・相続土地国庫帰属法の改正・創設に伴う新たな税制が、来年以降、目白押しで現れて来るかと思われます。

## 土地に係る固定資産税等の負担調整措置をズームアップしてみます

令和3年度は3年毎の評価替えの年であり、通

常であれば固定資産税路線価の上昇があった場合、課税標準額も上昇する事となります。新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化した事を踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、税額が増加する土地については、土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）を限度とします。

## 租税回避防止の子会社株式簿価減額特例の見直しをズームアップしてみます

外国から買取った子会社に配当をさせて、その子会社の株式評価額を下げ、その後に子会社株式を譲渡して譲渡損を発生させるという国際的な租税回避スキームに対抗する為、益金不算入配当額分の株式簿価切下げにより譲渡損発生を防止する措置が講じられていましたが、そこに配慮不足点がある事がわかり、その規定の見直しが行われました。

期中利益の期中配当は、本来の原理からすれば、簿価減額処理の対象外であるべきはずのところ、そのように制度化されていませんでした。それで、この規定修復がなされました。

さらに、当該被買収子会社の下に、特定支配関係がある孫会社やひ孫会社がある場合で、それらがその設立の時から特定支配関係の継続関係法人であるならば、当該被買収子会社がそれら孫会社やひ孫会社から受ける配当金を原資として配当する場合についても、子会社株式簿価減額特例の対象とはされないようになりました。

これらの改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける配当等の額について適用されます。制度開始時への遡及適用なので、過年度での課税については更正の請求が可となり、過去の処理済み税務減額簿価は遡及修正することになります。

## 免税事業者のインボイス事業者即時登録をズームアップしてみます

免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に行う適格請求書（インボイス）発行事業者になる為の登録では、任意のタイミングでよい事とし、その登録で同時に適格請求書（インボイス）発行事業者の資格が得られる事となりました。

この登録には、課税事業者選択届出書の提出は不要です。但し、登録日の属する課税期間の翌課税期間と翌々課税期間においては消費税の免税事業者に戻る選択は出来ません。なお、令和5年10月1日を含む課税期間での登録者には、改正前のまま、この2年縛りの制限はありません。

また、調整対象固定資産（100万円以上1000万円未満）取得での3年縛りの制限は、「課税事業者選択届」提出者が対象なので即時登録の元免税事業者は対象になりません。

## 財産債務調書提出義務者の範囲拡充をズームアップしてみます

資産家の実態を補足する事への、課税当局の長期戦略的狙いを込めて、財産債務調書の提出義務者の範囲拡充が行われました。

改正前は、所得金額が2000万円超で、かつ、総資産金額が3億円以上又は有価証券等を1億円以上保有している者が提出義務者でしたが、これに加えて、所得の有無に関わらず、保有総資産額10億円以上の者は提出義務者となりました。

提出期限の3月15日も、6月30日と遅らせて、確定所得申告とは別な申告制度への改変のニュースも示されています。但し、未だ、提出義務不履行への直接的な罰則はありません。

この改正は、令和5年12月31日時点の財産債務調書の提出分からの適用となります。

## 不誠実な帳簿提示への加算税の加重措置をズームアップしてみます

不眞面目記帳及び提示へのペナルティー強化です。納税者が、保存義務のある帳簿に記載すべき事項等に関し、税務署職員から当該帳簿の提示等を求められ、かつ、次の①②のいずれかに該当する場合には、過少申告加算税の額又は無申告加算税の額について、10%（②に該当する場合は5%）相当額を加重する措置が講じられます。

- ①税務署職員に帳簿の提示をしない場合、又は提示した帳簿の売上金額等の記載が著しく不十分（売上金額等の2分の1以上が不記載）の場合
- ②税務署職員に提示した帳簿の売上金額の記載が不十分（売上金額等の3分の1以上が不記載）の場合

この改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税に適用されます。

## あとがき

ウィズコロナを伴いながらのアフターコロナの局面に入ったとの安堵感が生まれてきた矢先、2月24日、突然にロシアのウクライナ侵攻が始まり、コロナ禍での金融緩和と財政出動の後始末に追討ちをかけるような資源高による世界的インフレが開始しています。世界各国での金利上昇の動きの中で日本にはその気配がなく、急速な円安の進行、株安の進行、そしてこれからは激しい景気後退が危惧されるようになっています。

しかし、同時に、不動産バブルは、昭和末のバブルと似て来ています。どのような顛末を迎える事になるのでしょうか。